

金融商品取引法に基づく表示事項

■ 本資料をお客様にご提供する金融商品取引業者名等

- 商号等： エース証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第 6 号
- 加入協会： 日本証券業協会
- 指定紛争解決機関： 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

■ 手数料等及びリスクについて

- 株式の売買には、約定代金に対して最大 1.265%の手数料（約定代金が 100 万円以下の場合、最低手数料 2,750 円）（税込み）が必要となります。
- 外国株式（中国株を除く）の取引には、国内の取引所金融商品市場における外国株券の売買等のほか、外国金融商品市場等における委託取引と国内店頭取引の 2 通りの方法があり、当該取引には、所定の手数料等（委託取引の場合は約定代金に対して最大 11.0%（75,000 円以下の場合・税込み）の委託手数料及びその他現地手数料等、国内店 頭取引の場合は所定の手数料相当額、等）をご負担いただく場合があります。
- 株式は、株価の変動により、損失を生じるおそれがあります。上場有価証券等書面の内容をよくお読みください。
- 外国株式は、為替相場の変動等により、損失を生じるおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買い付けいただく 場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- 債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。
- 外国債券は、為替相場の変動 等により損失を生じるおそれがあります。
- 商品毎(投信・外債含む)に手数料等及びリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、当該商品等の契約締結前交付 書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。